

今回のテーマ

雇用関連税制のポイント

平成 25 年度税制改正で、個人の所得水準を底上げする観点から「所得拡大促進税制」が創設され、雇用拡大を促進させる支援税制である「雇用促進税制」は税額控除が 20 万円から 40 万円に拡充されました。

1. 所得拡大促進税制の概要

適用法人：青色申告法人

適用年度：平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

税額控除：国内雇用者に対する給与等支給増加額について 10% の税額控除

要件① 給与等支給額が基準事業年度と比較して 5% 以上増加

要件② 給与等支給額が前事業年度を下回らないこと



要件③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

(注 1) 国内雇用者とは、法人の使用人（法人の役員等を除く）のうち国内事業所に勤務する雇用者をいう。

(注 2) 基準事業年度とは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち、最も古い事業年度の直前の事業年度をいう。

2. 雇用促進税制の概要

適用法人：雇用促進計画の届出を行った青色申告法人

適用年度：平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

税額控除：基準雇用者数（※）に 40 万円を乗じた金額の税額控除

※基準雇用者数＝適用年度の雇用者増加数

<手続きの流れ>

事業年度開始

—適用要件—

要件① 前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと

要件② 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を 5 人以上（中小企業の場合は 2 人以上）、かつ、10% 以上増加させていること

要件③ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること

⇒事業年度開始後 2 か月以内に、本社・本店を管轄するハローワークに「雇用促進計画」を提出

事業年度終了

⇒事業年度終了後 2 か月以内に、本社・本店を管轄するハローワークに「雇用促進計画の達成状況」を提出し、確認を求める。

確定申告

基準雇用者数 × 40 万円の税額控除

（法人税額の 10%（中小企業等は 20%）を限度）